

介護保険の給付に係る提出書類一覧

※以下の介護給付を利用する場合は、介護福祉課に事前相談及び書類提出が必要です。
また、以下の介護給付以外においても必要に応じて、書類提出を求める場合があります。

①生活援助の算定（同居家族がいる場合）

- 居宅サービス計画書（1）
- 居宅サービス計画書（2）
- 週間サービス計画書
- サービス担当者会議の要点
- アセスメントシート・基本情報
- 訪問介護計画書

※同居家族などが「障害・疾病その他やむを得ない理由」によって家事を行えない状態にあると認められる場合（同居家族が要支援・要介護認定を受けており、家事が行えない場合も含む。）も提出願います。

②訪問介護（生活援助）が基準回数を超える利用

- 居宅サービス計画書（1）
- 居宅サービス計画書（2）
- 週間サービス計画書
- サービス担当者会議の要点
- 支援経過記録
- アセスメントシート・基本情報

③介護認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用

- 居宅サービス計画書（1）
- 居宅サービス計画書（2）
- 週間サービス計画書
- サービス担当者会議の要点
- 支援経過記録
- アセスメントシート・基本情報

※要介護認定有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる月の前月末までに提出願います。

④軽度者に対する福祉用具貸与

- 依頼書
- 軽度者に対する福祉用具貸与の対象外種目に係る医師への照会事項
- 居宅サービス計画書（1）
- 居宅サービス計画書（2）
- 週間サービス計画書
- サービス担当者会議の要点
- 支援経過記録
- アセスメントシート・基本情報
- モニタリング記録

⑤福祉用具同一品目貸与

- 利用者基本情報
- 居宅サービス計画書（1）
- 居宅サービス計画書（2）
- 週間サービス計画書
- サービス担当者会議の要点
- 支援経過記録
- 主治医又はリハビリ専門職のサマリー（任意）
- アセスメントシート・基本情報
- 対象福祉用具が分かる物（カタログなど）

⑥暫定ケアプランによるサービス利用

- 居宅サービス計画書（1）
- 居宅サービス計画書（2）
- 週間サービス計画書
- サービス担当者会議の要点
- アセスメントシート・基本情報
- 支援経過記録（★）
- モニタリング記録（★）

※ 認定調査を実施した後に、暫定ケアプランを立案し提出願います。

※ 「★」については、区分変更申請等を行い、認定決定されるまでの間において、現在の介護度で利用不可能な介護サービスや現在の支給限度額を超えてのサービスを利用する場合、併せて提出願います。

⑦訪問リハビリテーション（介護保険適用）と通所リハビリテーションの併用

- 居宅サービス計画書（1）
- 居宅サービス計画書（2）
- 週間サービス計画書
- サービス担当者会議の要点
- アセスメントシート・基本情報
- 支援経過記録（★）
- モニタリング記録（★）
- 主治医又はリハビリ専門職のサマリー（任意）

※介護福祉課に協議を行った旨、支援経過記録に記載願います。

※利用者の状態に応じて、期間限定を行う場合があります。